

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

平成26年11月17日に不適合管理委員会で審議された不適合は、下記のとおりです。

区分 I: 該当なし

区分 II: 該当なし

区分 III: 該当なし

その他: 3 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	2号機	原子炉建屋低電導度廃液系サンプ(A)液位検出スイッチ点検において、検出スイッチとフロート(液位を測定するウキ)を繋ぐワイヤーの切断が認められたため、当該ワイヤーを交換。	GⅢ	
2	2号機	原子炉建屋高電導度廃液系サンプ(C)液位検出スイッチ点検において、検出スイッチとフロート(液位を測定するウキ)を繋ぐワイヤーの素線切れが認められたため、当該ワイヤーを交換。	GⅢ	
3	その他	構内物揚場での福島第一原子力発電所で使用するタンク組立に伴う外面溶接箇所の塗装作業において、上部足場にいる作業員に容器に入った塗料を下部から手渡しする際、容器が傾き、下部作業員の右顔面にかかったことが認められたため、原因調査・対策検討。	対象外	